

身体拘束適正化指針

社会福祉法人翔風会

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人翔風会として施設が一丸となって利用者に対する身体拘束を適正化し、もって利用者の人権および尊厳を守るための以下の諸活動を定めることを目的とする。

- (1)身体拘束の理解
- (2)身体拘束の防止
- (3)身体拘束の廃止

(身体拘束の定義)

第2条 厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では以下のような11の行為を身体拘束にあたるとしている。

- ①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

ただし、当施設では上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体拘束とみなすものとする。

(身体拘束適正化に関する基本的考え方)

第3条 以下の見地にたち、特別養護老人ホームびわやまの里では身体拘束適正化に向けて取り組むものとする。

(1)「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」第11条4項
「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」

(2)「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」第11条5項
「指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等をおこなう場合には、その様態及び時間、

その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」

(3) 基本的人権は、全ての利用者に保障されている権利であり、身体拘束を行うことはその基本的人権を侵害することである。

(各職種の役割)

第4条 身体拘束適正化について施設を挙げて取り組むため、各職種が以下のような役割を負う。

(1) 施設長

身体拘束適正化を当施設運営の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明しリーダーシップを発揮していく。また身体拘束適正化計画書を毎年4月1日に作成する。

(2) 生活相談員

身体拘束適正化に向けての情報収集および体制作りをおこなう。

(3) 総括主任

身体拘束適正化に向けて現場で発生する問題や課題の解決にあたる。

(4) 介護職員

身体拘束適正化についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。課題が発見されたら適切な情報収集の後、ユニットリーダーに相談する。

(5) 看護職員

身体拘束適正化について、看護面から関与をおこなう。日常の看護業務から身体拘束適正化に必要な情報を集約し他職種と共有する。

(6) 機能訓練指導員

身体拘束適正化に向けて、機能訓練面からの関与をおこなう。適切な車椅子、ベッド、ポータブルトイレおよびそれらの周辺環境の整備をおこなう。

(身体拘束適正化委員会の設置及びその他組織に関する事項)

第5条 身体拘束適正化について施設を挙げて取り組むため、当施設に「身体拘束適正化委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。なお、委員会は特別養護老人ホームびわやまの里、グループホームつわぶき、短期入所びわやまの里が一体となって活動する。また、必要性があれば他委員会(事故対策委員会、褥瘡委員会等)と協力しながら、身体拘束適正化に取り組むこととする。

(1) 委員会は次に掲げるもので構成する。

ア 施設長(委員長)

イ 総括主任

ウ 看護職員

エ 介護職員

オ 介護支援専門員

カ 生活相談員

キ 機能訓練指導員

ク その他、施設長が必要と認めた職員(外部の専門職も含む)

(2) 施設長は上記職種よりリーダーを任命することができる。

- (3) 委員会はリーダーが召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。
- (4) 委員会は、3月毎に1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。
- (5) 介護支援専門員は話し合いの内容を委員会へ報告する。

(委員会の任務)

第6条 委員会は下記の業務を行う。

- (1) 身体拘束の問題提起に至る経過の確認
- (2) 代替案についての多面的な検討をして、決定する
- (3) 心理面・社会面・環境面等からの多面的なアセスメント
- (4) 身体拘束適正化についての施設内研修を年2回以上実施し、啓蒙する
- (5) 外部で開催される身体拘束適正化についての研修に職員を派遣する。派遣された職員は施設内で伝達研修をおこなう
- (6) 新入職員は、施設長または生活相談員が身体拘束適正化の研修を実施し、新入職員は報告書を提出し、保管は委員会で行う。
- (7) 契約書・重要事項説明書に当施設の方針を明示する。

(身体拘束発生時の対応及び身体拘束の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第7条 <新規入所利用者>

(1) 加入所前の環境における情報収集

生活相談員は入所前面接時、身体拘束を受けているかどうか確認し、受けているという情報を得た場合、できる限りその入所希望者のところに赴き、以下の情報を収集する。

- (ア) どのような種類の身体拘束を受けているか。
- (イ) どのような理由で身体拘束を受けているか。
- (ウ) どのような時間帯に身体拘束を受けているか。
- (エ) いつごろから身体拘束を受けているか。
- (オ) これまで身体拘束を廃止しようとする試みはあったか。あったとしたらその経過。
- (カ) 身体拘束を受けていることで入所希望者にどのような影響がでているか。
- (キ) 身体拘束についての本人や家族の意向。

(2) 当施設の身体拘束適正化についての方針を説明

入所希望者が入所前の環境において身体拘束を受けている、いないにかかわらず、当施設の身体拘束適正化についての方針を利用者および家族に説明する。現在、身体拘束を受けている入所希望者には特に念入りに説明する。

(3) 身体拘束適正化に向けた検討会議

生活相談員は身体拘束適正化に向けた検討会議を開催し、(2)で得た情報を関係する職種に伝え、身体拘束適正化のための具体策について検討する。

(4) 入所

入所時面接において、上記の検討会議で検討された内容と身体拘束適正化に向けての取り組みを利用者および家族に説明し、身体拘束適正化に向けた取り組みを開始する。

入所と同時に身体拘束の廃止をおこなうことが困難な場合は、次条に準ずる。

第8条 <すでに入所している利用者>

(1)問題提起

ある利用者について身体拘束が必要と判断された場合は、介護支援専門員を経由して施設長に報告する。施設長は実施の前に必ず委員会を開催し、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認し、妥当性を検討する。

(2)身体拘束の可否の決定

上記のプロセスを経て、身体拘束をおこなうかどうか最終的に施設長が決定する。

(3)委員会にて

生活相談員は「身体拘束に関する説明書」を作成し、利用者・家族に説明し同意を得る。

(4)介護職員等で身体拘束をおこなっている期間中、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に記入する。予め定められた頻度で再検討をおこなう。

(身体拘束の期間)

第9条 原則1か月として、拘束・行動制限の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯等を家族に説明する。「身体拘束に関する説明書」に確認の署名をもらう。(疾病によっては3か月とする)

(身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針)

第10条 介護にかかわる全ての従業員に対して、身体拘束適正化と人権尊重の励行を図るための職員教育を行なう。

(1) 身体拘束適正化についての施設内研修を年2回以上実施する。

(2) 外部で開催される身体拘束適正化についての研修に職員を派遣する。派遣された職員は施設内で伝達研修をおこなう。出張復命書は各階に配布し、周知する。

(3) 新入職員は、施設長または生活相談員が身体拘束適正化の研修を実施し、新入職員は報告書を事務所へ提出する。

(身体拘束適正化推進のための基本方針)

第11条 身体拘束適正化を推進するため、全体会議での周知活動、委員会での検討及び結果周知、指針の周知、新入職員及び定期的な研修等、委員会を中心に実施する。また、外部研修等より情報収集に努め、委員会の質を高める。

(記録の保管)

第12条 委員会の審議内容等、施設内における身体拘束に関する諸記録は利用終了後、5年間保管する。

(入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第13条 当該指針について、入居者様またはご家族様から閲覧の要望があった場合にはすみやかに提示する。その為に各階に指針を備えるものとする。また、当法人HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

(指針等の見直し)

第14条 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この指針は、平成26年1月1日より施行する。

この指針は、平成27年4月1日より施行する。

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

